四〇二　薬事法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準の一部を改正する件　五　244　一

四〇三　薬事法第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準の一部を改正する件　五　244　三

四〇四　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　五　244　五

四〇五　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件　六　244　五

四〇六　薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件　六　252　四

四〇七　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　六　一　三

四〇八　消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件　一四　三

四〇九　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一七　一

四一〇　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　一八　三

四一一　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一九　二

四一二　薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　一九　二

四一三　薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件　一九　二

四一四　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　一九　二

四一五　薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件　一九　二

四一六　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件　一九　二

四一七　健康保険組合の設立を認可した件　二〇　四

四一八　健康保険組合の合併を認可した件　二〇　四

四一九　健康保険組合の名称を変更した件　二〇　四

四二〇　健康保険組合の従たる事務所を廃止した件　二〇　四

四二一　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　二〇　五

四二二　厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件　二一　三

四二三　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件　二一　四

四二四　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件　二一　四

四二五　ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針を廃止する件　二一　五

四二六　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第二号の厚生労働大臣が定める額　二一　258　二五

四二七　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第二項第三号の厚生労働大臣が定める額　二一　258　二五

四二八　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定めるもの　二一　258　二五

四二九　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの　二一　258　二六

四三〇　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの　二一　258　二六

四三一　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付　二一　258　二六

四三二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号ロに規定する厚生労働大臣が定めるもの　二一　258　二六

四三三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格　二一　258　二六

四三四　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第三項の規定による特定医療に要する費用の額の算定方法及び同法第十七条第二項の規定による診療方針　二一　258　二七

四三五　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対して負担する額の算定に関する基準　二一　258　二七

四三六　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十二条の規定による指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法　二一　258　二八

四三七　指定医療機関療養担当規程　二一　258　二八

四三八　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準　二一　258　二八

四三九　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　二一　258　二八

四四〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　二一　258　二八

四四一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　二五　五

四四二　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　二五　五

四四三　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件　二五　五

四四四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　二五　五